

「子どもを守るネットワーク」事業

# 子どもネットニュース



VOL. 129

2020年4月施行

「東京都自転車の安全で適性な利用の促進に関する条例」が改正!

**自転車損害賠償保険等への加入が義務化されます!**

昨年9月、自転車の安全で適性な利用の更なる促進を図るため、「東京都自転車の安全で適性な利用の促進に関する条例」について改正が行われました。本年4月施行となり、自転車利用者の損害賠償保険加入が義務化となります。また、自転車の利用者だけではなく、事業者・小売業者の努力義務がありますので、ご自身の職場における対応もご確認いただき、地域の安全を守りましょう! 交通ルールの習得や点検整備など、子どもの安全を守るという観点から今一度確認をいただけますようお願いいたします。



## ●改正のポイント

【自転車利用者へ】

自転車損害賠償保険等への加入を**義務化**

**こくみん共済**

全国労働者共済生活協同組合連合会 **coop**



こくみん共済coopでは、こくみん共済の各タイプに**+200円**で家族全員の**損害保障をプラス**できます! こくみん共済coopまでお問合せください!

【事業者へ】

自転車通勤をする従業員へ自転車損害賠償保険等への**加入の有無の確認**。確認ができないときの加入に関する**情報提供の努力義務化**



【その他】

●自転車小売業者による自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認、確認ができないときの自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供の努力義務化

●自転車貸付業者による借受人に対する貸付自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報提供の努力義務化

●学校等の設置者に対し、児童、生徒等への自転車損害賠償保険等に関する情報提供の努力義務化

「子どもを守るネットワーク」事務局

〒190-0012 立川市曙町2-15-20-5F 連合三多摩ブロック地協内

TEL 042-529-5550 FAX 042-529-5552